

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成23年8月14日（日） 16時00分ごろ
発生場所	神奈川県鎌倉市由比ヶ浜沖 神奈川県葉山町所在の葉山港A防波堤灯台から真方位317° 2,200m付近 （概位 北緯35° 17.9′ 東経139° 32.9′）
事故調査の経過	平成23年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート エタニティ、1.6トン 230-51802東京、株式会社エタニティ 5.36m (Lr) × 2.36m × 1.20m、FRP ガソリン機関2基、348.0kW（合計）、平成22年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年8月20日 免許証交付日 平成22年7月9日 （平成27年7月8日まで有効） 同乗者A 女性 32歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の友人の同乗者Aほか4人を乗せ、平成23年8月14日16時00分ごろ、由比ヶ浜沖を速力約30km/hで右旋回中、波高約1.5mの波を受けて船首を急激に持ち上げられたのち、波の谷間に落下した。 同乗者Aは、着座した座席より身体が浮き上がり、尻餅をつくように座席に落ち、腰に強い衝撃を受けた。 船長は、同乗者Aが痛がるため、神奈川県逗子市所在のマリーナに救急車を要請した。 本船は、16時10分ごろ同マリーナに入港し、同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、第一腰椎圧迫破裂骨折と診断された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5m/s、視界 良好 海象：うねり 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本船は、ジェットボートと呼称されるウォータージェット2基により推進する船舶であり、前列、中央列及び後列に座席が設けられ、中央列右舷側に操縦席が配置されていた。 本船の座席は、表皮が塩化ビニルであり、内部にスポンジのクッション

	<p>材を使用し、シートベルトは装備されておらず、前列は、横向きに着座するように配置されていた。</p> <p>本船の購入時に販売店より購入者に渡されるオペレーターガイドには、前列の座席について、「重傷や致命的な負傷を避けてください。速度8 km/h（5 MPH）を超えるときは、シートに座らないでください。」との使用上の警告が記載されていた。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故発生時、全員が着座しており、船長が操縦席で操船に当たり、同乗者Aは、前列左舷側の座席の背もたれに寄り掛かるように着座し、他の同乗者は、前列右舷側の座席（男性）及び後列の座席に着座していた。</p> <p>船長は、モーターボートの操船経歴が約21年あり、本船には平成22年から乗船し、由比ヶ浜沖を約15回遊走していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>本船は、由比ヶ浜沖を速力約30 km/h で右旋回中、波高約1.5 mの波を受け、船首を持ち上げられたのちに落下したことから、同乗者Aが宙に浮いて座席に落下し、負傷したものと考えられる。</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	本船は、由比ヶ浜沖を速力約30 km/h で右旋回中、波高約1.5 mの波を受け、船首を持ち上げられたのちに落下したことから、同乗者Aが宙に浮いて座席に落下し、負傷したものと考えられる。
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	本船は、由比ヶ浜沖を速力約30 km/h で右旋回中、波高約1.5 mの波を受け、船首を持ち上げられたのちに落下したことから、同乗者Aが宙に浮いて座席に落下し、負傷したものと考えられる。								
原因	<p>本事故は、本船が、由比ヶ浜沖を速力約30 km/h で右旋回中、波高約1.5 mの波を受け、船首を持ち上げられたのちに落下したため、同乗者Aが宙に浮いて座席に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーターガイドの警告事項を遵守すること。</li> </ul>								